議案第７号

西脇市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年２月26日

西脇市長　片　山　象　三

（理　由）

黒田庄小苗地区農業集落排水処理施設を廃止し、黒田庄北部地区農業集落排水処理施設に統合するため。

西脇市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例

西脇市生活排水処理施設条例（平成17年西脇市条例第 143号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

黒田庄小苗地区 農業集落排水処理施設	西脇市黒田庄町小苗 532番地	黒田庄町小苗、黒田庄町船町の一部、黒田庄町黒田の一部
黒田庄北部地区 農業集落排水処理施設	西脇市黒田庄町船町 771番地	黒田庄町石原の一部 黒田庄町田高 黒田庄町船町（一部を除く。）

を

」

「

黒田庄北部地区 農業集落排水処理施設	西脇市黒田庄町船町 771番地	黒田庄町石原の一部 黒田庄町田高 黒田庄町船町 黒田庄町小苗 黒田庄町黒田の一部

に

」

改める。

附　則

この条例は、規則で定める日から施行する。